

教育子ども委員会 請 願 一 覧

平成30年4月17日 (火)

○教育委員会関係

(保留分)

平成29年請願第1号 子供と保護者が安心できる少人数学級の実現を求める件

(新規分)

平成30年請願第1号 名古屋市図書館の縮小及び民間活力の導入をやめることを求める件

(保留分)

平成27年請願第10号 千種図書館の新築等を求める件

平成29年請願第13号 なごやアクティブ・ライブラリー構想に関する件

(新規分)

平成30年請願第2号 子供と保護者が安心できる少人数学級の実現を求める件

(保留分)

平成29年請願第10号 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすることを求める件

平成29年請願第14号 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすること等を求める件

平成29年請願第15号 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすることを求める件

平成29年請願第16号 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすることを求める件

平成29年請願第22号 子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件
(第9項(7)ア)

○子ども青少年局関係

(保留分)

平成27年請願第12号 児童発達支援センターの充実を求める件

平成27年請願第16号 安心して子供を産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育施策の拡充を求める件

平成29年請願第6号 名東区の公立保育所を廃止・民営化せず、必要な認可保育所の増設を求める件

平成29年請願第19号 子供たちが健やかに育つために、休日保育事業、病児・病後児デイケア事業及び一時保育事業の拡充を求める件

平成29年請願第22号 子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件
(第2項、第3項、第5項、第7項(2)、(3)、第8項(1)、(2)、第9項(1)、(5)、(6)、(7)イ及びウ)

平成29年請願第23号 全ての子供たちに豊かな育ちを保障し、名古屋の保育・子育てを豊かにすることを求める件

平成29年請願第1号

子供と保護者が安心できる少人数学級の実現を求める件

請願者 北区长喜町2丁目13番地の5
西田 義弘

要 旨

子供たちの健やかな成長は、名古屋市民の心からの願いである。

私たちは、心が通い、命を大切にする学校をつくるために、子供たちに最善の環境を与えたいと思う。

名古屋市では、2002年度より順次小学校1・2年生の30人学級、中学1年生の35人学級が実施されてきたが、7年前より改善が進まず、全学年実施が危ぶまれている。一方で、市立の小中学校において、この10年余りに非正規の臨時教員が急増し、教員の2割を超える異常な事態である。そのため、学校の教育活動からゆとりと継続性が奪われ、子供たちに不安を与え、一人一人を大切にする教育ができないこともあった。

2017年度の県費負担教職員に係る政令市への権限移譲により、学級編制基準、教職員定数、新規教職員の採用数などは市が独自に決定することが可能となる。今後、名古屋市が国に先駆けて必要な予算と教職員を充て、全ての学校に少人数学級を計画的に実施することを願う。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 学級編制基準を緩和し、名古屋市立の小学校、中学校及び高等学校の全学年に正規の教員配置で少人数学級を早急に拡大実施すること。
- 2 特別支援学校をふやし、子供たちを大切にする教育を進めること。

(参 考)

平成29年5月12日 保 留

平成29年8月31日 保 留

名古屋市図書館の縮小及び民間活力の導入をやめることを求める件

請願者 守山区弁天が丘1004番地の3
千種区・名東区・守山区・東区の図書館を考える市民の会
代表 白井泰紀

要旨

名古屋市は、2017年12月25日になごやアクティブ・ライブラリー構想を策定した。この構想は、名古屋市図書館を中央館、蔵書冊数15万冊のアクティブライブラリー、5～7万冊のコミュニティライブラリー、1～4万冊のスマートライブラリー等に分けるものである。そして直営は中央館及び5館のアクティブライブラリーのみとし、コミュニティライブラリー、スマートライブラリー等は民間活力で運営するとしている。千種区、東区、守山区、名東区の第1ブロックでは、千種区内に置かれるアクティブライブラリーがモデル館として整備される方針である。これでは各行政区にある図書館が全体として縮小され、民間活力が導入されることになり、市民サービスが低下し、社会教育施設としての役割が損なわれることが懸念され、また、住んでいる地域によって、市民の間に図書館格差が生まれる。名古屋市は、図書館運営に指定管理者制度を試行導入しているが、構想はこれを検証することなく民間活力の導入を進めるものであり、順序が間違っている。

市民不在のまま構想の策定を進めたことも問題である。2017年6月末に公表された構想案は、市民への周知が不十分なままパブリックコメントが実施され、各区での説明会も行われなかった。当初の構想案からは手直しされたが、これも市民に説明することなく、策定を強行した。

構想を策定する理由として財政状況が厳しいことを挙げているが、構想が実現されることにより、金額的にどれほどの改善となるかは示されていない。名古屋市の税金を何に優先的に使うかには市民の合意が求められ、名古屋市はその努力をすべきである。

また、千種図書館、名東図書館、守山図書館は、築年数が48年、40年、44年といずれも古く、耐震性に不安があり、エレベーターがなくバリアフリーという点でもおかれていることから、速やかな建てかえが必要である。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋市図書館の縮小及び民間活力の導入をやめること。
- 2 千種図書館、名東図書館及び守山図書館を速やかに建てかえること。
- 3 市民の声を聞いて図書館づくりをすること。

平成27年請願第10号

千種図書館の新築等を求める件

請願者 千種区本山町四丁目11番地 グラヴィティ本山204号
千種図書館を考える会
伊藤 洋子

要 旨

名古屋市内で一番古く、46年経過した千種図書館は、坂の上に建っており、特に耐震面で心配である。また、階段が多くエレベーターもないので、年寄りや子連れなどが利用するには難儀である。誰もが気持ちよく利用するためには、バリアフリーが欠かせない。

さらに、建物全体が狭いので、幅広い利用ができていない。書架とテーブル席との間隔が狭くぶつかりそうになり、また、集会室が一つのみで、自習、会議、読み聞かせ企画、さまざまなイベントなど全てこの部屋で行うしかなく、準備片付けも大変である。他地域の図書館の見学もしたが、その差の大きさに胸が痛む。図書館の役割を果たすには、余りにも貧弱である。

現在地は、地下鉄東山公園駅と星ヶ丘駅との中間に位置し、両駅から遠く、特に地下鉄東山公園駅からは上り坂が続き、難儀である。駅に近い立地の図書館の利用者が多いのは、他区を見ても明らかである。

文化発信の図書館として、ワークショップを開き、市民の意見や知恵を集め、よりよい千種図書館にしたいと考えている。

平成26年度の審議では、当局から次のような答弁をもらっている。すなわち、もともと東山動植物園と一体整備する形で移転改築予定であったが、平成21年度の東山動植物園再生プランの見直しの際、計画が撤回された。耐震面、バリアフリーになっていないこと、面積が狭く、駐車場も少ないことなどから、改修・建てかえが必要である。適地を考えており、検討を進めているが、決定事案に至っていない。早期に整備の方向性を決定したい、とのことであった。

ついては、多くの人のアンケート、意見から、次の事項の実現をお願いする。

- 1 千種図書館の新築等をするに当たっては、以下を実現すること。
 - (1) 耐震での心配があるため、安全・安心な建物にすること。
 - (2) 誰もが安心して利用できるバリアフリーにすること。
 - (3) 建物全体を広くすること。また、常設の自習室、会議室、親子でくつろげる部屋、機器活用スペースなどの設置がある図書館にすること。
 - (4) 新築、移転に当たっては、駅に近い場所に設置すること。
 - (5) 新築、移転に当たっては、意見や要望が反映されるワークショップを開くこと。

(参 考)

平成27年 8 月25日	保 留
平成28年 4 月19日	保 留
平成28年 9 月 5 日	保 留
平成29年 5 月12日	保 留
平成29年 8 月31日	保 留

なごやアクティブ・ライブラリー構想に関する件

請願者 名東区富が丘177番地
名古屋市の図書館を考える市民の会
会長 酒 井 信

要 旨

私たちは、名古屋市の図書館施策を根本的に転換させるなごやアクティブ・ライブラリー構想について、教育委員会が、事実上、市民に対する説明を抜きにしてパブリックコメントの実施に踏み切ったことに対して、強い不信の念を抱いている。たった1回、それもパブリックコメントの締め切りの1週間前に開かれた説明会では、「中身が理解できない」、「なぜ5ブロックに分け、A、B、Cの3タイプに分類してしまうのか意味がわからない」、「この案では、名古屋市の図書館の大半が民間委託されることになり、図書館サービスが大幅に低下することが懸念されるので賛成できない」といった疑問の声が噴出した。

教育委員会は、パブリックコメント実施後の2017年10月にもこの構想を正式決定するとしている。しかし、教育委員会のこれまでの対応は市民軽視というほかなく、パブリックコメントを単なる通過儀礼にさせてはならない。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 なごやアクティブ・ライブラリー構想について、パブリックコメント実施後の2017年10月にも正式決定するとのスケジュールにとらわれることなく、パブリックコメントの内容を十分精査した上で再検討すること。
- 2 星ヶ丘周辺が候補地として挙がっている新たな図書館の建設について、なごやアクティブ・ライブラリー構想とは切り離れた上で、市民に対し情報提供を積極的に行うとともに、早期建設に向け具体化を急ぐこと。
- 3 図書館運営に関して新たな施策を実施するに当たっては、市民に対し丁寧な説明を行うとともに、市民の意見を聞くこと。

(参 考)

平成29年11月17日 保 留

子供と保護者が安心できる少人数学級の実現を求める件

請願者 北区長喜町2丁目13番地の5
西田 義弘

要 旨

子供たちの健やかな成長は、名古屋市民の心からの願いである。私たちは、心が通い、命を大切にする学校をつくるために、子供たちに最善の環境を与えたいと思う。

名古屋市では、2002年度より順次小学校1・2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級が実施されてきたが、2010年度からは少人数学級の拡充が見送られている。

一方、県内の自治体では、この間に限られた財源のもとで、少人数学級の対象となる学年が着実に拡充されてきた。今や名古屋市は、県内の他の自治体と比較しても、大きく立ちおくれていると言わざるを得ない。

また、市立の小中学校においては、この10年余りに非正規の臨時教員が急増し、教員の2割を超える異常な事態となっている。今、教育現場では、個別的な支援を必要とする子供たちが激増している。子供たちや保護者の思いに寄り添いながら、より丁寧な指導をしていくためには、少人数学級を拡充していくことが不可欠となっている。

2017年度の県費負担教職員に係る政令市への権限移譲により、学級編制基準、教職員定数、新規教職員の採用数などは市が独自に決定することが可能となった。今後、名古屋市が国に先駆けて必要な予算と教職員を充て、全ての学校に少人数学級を計画的に実施することを願う。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 学級編制基準を緩和し、名古屋市立の小学校、中学校及び高等学校の全学年に正規の教員配置で少人数学級を早急に拡大実施すること。
- 2 特別支援学校をふやし、子供たちを大切にする教育を進めること。

平成29年請願第10号

名古屋市の小中学校の給食費を無償にすることを求める件

請願者 天白区向が丘三丁目501番地
新日本婦人の会天白支部
代表 岩 佐 佳代子

要 旨

私たち新日本婦人の会は、女性の要求の実現、子供の幸せ、平和及び暮らしの向上を目指し、全国で運動している国連NGOの女性団体である。子供たちが安心して成長できる社会は、私たちが最も願うところである。

子供の貧困が社会問題となる中、給食費の未納・滞納のある家庭がふえている。まともな食事が給食だけであったり、一日の食事が給食だけであったりする児童・生徒がいるという話や、中学校では昼食時に教室からいなくなる生徒がいるという話などをあちこちで聞くようになり、心を痛めている。家庭の経済状況にかかわらず、安心して食事ができることは、子供の情緒の発達にとっても大切なことだと思う。

学校給食は、学校給食法により、重要な学校教育の一環として位置づけられている。義務教育は無償としている憲法第26条の原則からも、また、子供の健やかな成長を保障するためにも、学校給食は無償にしてほしいと思い、請願署名を集めてきた。

子育て支援を目的に、自治体独自で給食費の引き下げや無償化を打ち出したところも少なくない。ぜひ名古屋市でも取り組むことを希望する。

行きたいまちとしてはワーストでも、住みたいまちとして1番になってほしいと思う。

子育てするなら名古屋市へと思ってもらうための手始めとして、ぜひ取り組むようお願いする。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすること。

(参 考)

平成29年8月31日 保 留

名古屋市の小中学校の給食費を無償にすること等を求める件

請願者 北区金城四丁目5番9号
新日本婦人の会北支部
支部長 津田由紀

要 旨

新日本婦人の会は、女性の要求の実現、子供の幸せ、平和及び暮らしの向上を目指し、全国で運動している国連NGOの女性団体である。

子供の貧困が大きな社会問題となる中、給食費の未納・滞納のある家庭がふえている。まともな食事が給食だけであったり、一日の食事が給食だけであったりする生徒がいるなど、学校給食の果たす役割は、かつてなく重要となっている。少子化対策や子育て支援を目的に、自治体独自で給食費の引き下げや無償化を打ち出したところも少なくない。家庭の経済状況にかかわらず、安心して食事ができることは、子供の情緒の安定にとっても大切なことである。

学校給食は、学校給食法により、重要な学校教育の一環として位置づけられており、心身ともに急速に成長する学齢期を豊かな給食で支えることは、教育の重要な役割である。

義務教育は無償としている憲法第26条の原則からも、子供の健やかな成長を保障するためにも、学校給食は、直営自校調理方式で行うとともに無償にしてほしい。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすること。
- ~~2 名古屋市の小学校給食調理業務は、直営自校調理方式を守ること。~~

(参 考)

平成29年11月17日 第1項 保 留
第2項 不採択

平成29年請願第15号

名古屋市の小中学校の給食費を無償にすることを求める件

請願者 中村区中村町1丁目4番地
新日本婦人の会中村支部
支部長 渡辺宣子

要 旨

名古屋市の学校の給食費は、無償にしてほしい。

学齢期の子供が2人、3人という家庭では、給食費だけでも毎年何万円もかかり、経済的に大変である。給食費が無償になれば、家計のやりくりに困っている子育て家庭への支援になり、子育て世代や若い人たちが安心して住める名古屋になる。

さらに、学校現場にとっては、給食費の徴収や滞納者への対応といった負担が解消されることになる。そのため、超多忙と言われる学校現場にはメリットになると聞いている。

学校の給食費を無償にして、子育てするなら名古屋でと言われるようになれば素晴らしいと思う。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすること。

(参 考)

平成29年11月17日 保 留

平成29年請願第16号

名古屋市の小中学校の給食費を無償にすることを求める件

請願者 緑区桃山一丁目16番地
新日本婦人の会愛知県本部
会長 小 池 まり子

要 旨

学校給食費の無償化は、義務教育は無償としている憲法第26条の原則からも、子供の健やかな成長を保障する上でも、子供の貧困予防対策としても大きな意義がある。

名古屋市では、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行う就学援助制度があり、それにより給食費は実質無料になる。しかし、今、就学援助の認定基準を超える所得があり、就学援助を受けられない世帯でも、生活は厳しく、暮らしに必要な経費を削って給食費を捻出している家庭がたくさんある。最近の若い世代の働き方は、父親も非正規雇用であることが多いなど、安定していない。生活費もぎりぎりである中で給食費を払わないといけないのが現状である。

また、子供たちが高校や大学に通う際に必要となる将来の学費をためるために、少しでも働こうという母親がふえている。しかし、そうすると世帯の所得が一時的にふえ、就学援助制度を活用することができない。

全ての家庭に対する支援となることから、学校の給食費を無償にしてほしい。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋市の小中学校の給食費を無償にすること。

(参 考)

平成29年11月17日 保 留

平成29年請願第22号

子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件

請願者 天白区井口一丁目708番地 カルチェード石田201号
中 川 梢

要 旨

天白区の保育所、学童保育所等には、子育てに関するさまざまな要望が次々と出されており、各保育所では、障害児保育、病児・病後児デイケア事業、延長保育、休日保育、リフレッシュ預かり保育、一時保育など地域からの多様なニーズを受けて、子育て支援の充実を目指して実践を深めている。

また、学童保育所は、保護者の就労を支援するとともに、子供に適切な遊びと生活の場を保障する、なくてはならない場所である。

子育てのかなめともなる保育所、学童保育所を守り、子ども・子育て支援新制度においても公的責任を果たすことが切に求められている。

については、未来を担う全ての子供たちが安全で健やかに育ち、保護者が安心して子育てや仕事ができる環境づくり、地域づくりに資するよう、次の事項の実現をお願いする。

(第1項～第9項第6号 子ども青少年局関係、省略)

9 厳しさが増す保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるよう保育制度を充実させること。

(7) 障害児にかかわる施策を実態に合わせて充実させること。

ア 守山養護学校高等部産業科の増築及び天白養護学校の整備に関する計画を明確にし、確実に施行すること。

(第9項第7号イ～エ 子ども青少年局関係、省略)

(参 考)

平成30年1月18日 保 留

児童発達支援センターの充実を求める件

請願者 守山区中新5番14号 セピアコート103号
地域療育センターの早期建設を実現させる会
今村 絵理奈

要 旨

地域療育センターを含み、現在、市内に市の児童発達支援センターは10カ所あり、児童発達支援センターには、毎日さまざまな障害を持つ子供たちが通っている。地域療育センターの通園部は、どんなに障害が重い子供たちでも0歳から通うことができる場として整備されてきた。しかしながら、児童発達支援センターに通園を希望する子供たちの数に比べ、児童発達支援センターの枠が少ないため、希望しても入園できない子供たちがいる。現在は、年少の3歳児までの希望者は入園ができていないものの、2歳児以下の子供たちは、希望者全員が入園できないという状態がある。

また、市内の児童発達支援事業所は、児童発達支援センター及び保育園のような人的な保障はなく、最低基準もなく、不十分な環境での事業であると言わざるを得ない。障害を持つ子供たちの療育は、食べる、寝る、出すといった基本的な生活の力をつけていき、その力を土台に、人との関係や遊びの力を広げていくことである。そういった力をつけていくときに大事なことは、毎日、同じ先生、同じ子供集団の中で、安心して子供たちやその保護者が通える場であることである。

名古屋市が地域療育センター構想の中で掲げた、早期発見、早期療育の理念と実践は、全国に誇るものである。確かに、早期発見は進んできているが、早期療育につながっていないと言わざるを得ない状況となっている。市として行っている保育園の待機児童対策は、本当に素晴らしい取り組みであると感じている。しかしながら、一方で、障害のある子供たちの待機児童対策がされていない現状は、「差別されていると感じる」という声が多数聞かれる。このような状況から、児童発達支援センターへの通園を希望する子供たち全員が入園できるよう、児童発達支援センターの定員をふやしてもらいたいと強く要望する。

2015年度より、民間の児童発達支援センターへの市の人件費公私格差是正のための補助金は、子供たちが82%出席したものと見込むとしており、出席の足りない部分については、運営法人が負担するという考え方である。さらに、2016年度は85%、2017年度は88%出席したものと見込むとしている。

児童発達支援センターに通う子供たちは、医療ケアが必要な子供も含め、重症心身障害児など障害の重い子供たちが多数通っている。そういった子供たちは、体調の崩れ、安定のしなさから、欠席せざるを得ないことが健常児の子供たちと比べ大変多く

なってしまう。

毎日通うことのできる条件があるからこそ、体調のよい日は安心して通うことができるのである。毎日通園したくてもできない子供たちを多く入園させるほど、運営法人の自己負担がふえるということは、法人の判断で職員を減らしてしまうのではないかと不安を感じる。また、障害の重い子供たちを受け入れてもらえるだろうかという不安にもつながる。私たちは、どんなに重い障害があっても通うことのできる地域療育センターであってほしいと願っている。

児童発達支援センターの役割として、出席できない子供への訪問を含め、より丁寧なフォローを行うことこそが本来必要なことなのではないだろうか。そういった支援を行うには、さらなる職員増を行うための市の補助金が必要である。障害が重く、丁寧な支援の必要な子供の療育は、より手厚いフォローが必要となるのである。こういった、実態とは逆行するような制度づくりには、矛盾を感じる。どんな障害があっても、毎日安心して通うことのできる児童発達支援センターにしてほしい。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 児童発達支援センターに通園を希望する子供たち全員が入園できるよう、児童発達支援センターの定員をふやすこと。
- 2 どんな障害があっても、毎日安心して通うことのできる児童発達支援センターにすること。

(参 考)

平成27年11月12日	保 留
平成28年4月19日	保 留
平成28年8月26日	保 留
平成29年5月12日	保 留
平成29年8月31日	保 留

安心して子供を産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育施策の拡充
を求める件

請願者 緑区滝ノ水二丁目1219番地の1
愛知保育団体連絡協議会
会長 伊藤 洋子

要 旨

人生の土台となる乳幼児期は、どの子供にとっても大切でかけがえのない貴重な時期である。私たちは、全ての子供たちが豊かに育ち、幸せに生きることが保障される社会の実現を願っている。

2015年4月から、子ども・子育て支援新制度が始まった。子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法の成立過程において、多くの関係者の声で児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任を復活させるなどの改善がされた。しかし、子ども・子育て支援新制度は、異なる基準などの格差を保育の世界に持ち込むもので、さまざまな問題が指摘されている。利用する施設や事業によって条件が異なっていたり、保育所と幼稚園の公定価格に大きな違いがあったりするなど、早急な改善が求められている。

名古屋市は、2011年から、待機児童対策として大規模な保育事業拡充を行ってきており、保育施設は急速に増加し、保育施設利用児童数は過去最大となった。しかし、小規模保育事業の整備を進めたため、3歳児の利用先が不足する3歳児問題が顕在化してきたり、認可保育所を希望するも、小規模保育事業所の利用が決まったりするなどの状況もある。また、施設の増加に保育士の供給が追いつかず、保育士不足が深刻な問題になっている。

就労保障と経済的安定は、暮らしの土台である。虐待や育児不安が急増する現在、保護者が安心して預けられる保育施設の整備と保育士などの処遇改善は、いよいよ重要になっている。児童福祉法第24条第1項により自治体責任が明確になっている認可保育所の果たすべき役割は、大きくなっており、その増設が求められる。

公立と民間の保育所がともに力を合わせて保育内容を充実・発展させてきたことは、名古屋の保育の誇るべき歴史である。どの子供にも等しく保育が保障されるために公私間格差を是正する制度である民間社会福祉施設運営費補給金制度のもと、保育所は、子供の日々の生活を保障し、保護者の暮らしを支えている。さらに、保育所は、そこに通う子供とその保護者だけでなく、地域の子育て支援の中心的役割を担ってきた。保育所での子育て支援を充実させることは、子育てしやすいまち名古屋の実現のためには不可欠な課題である。

については、安心して子供を産み育てられる社会を実現し、子供の人権を尊重し、その健やかな育ちを最大限保障し得る保育施策が速やかに実施されるよう、次の事項の実現をお願いします。

- 1 全ての子供の安心・安全で豊かに育つ権利が等しく保障されるように、子ども・子育て支援新制度を改善するよう国に求めること。
~~(1) 施設・事業の開所日数や保育時間に見合う単価設定にするなど、運営の実態を踏まえた公定価格に改善すること。~~
(2) 保育士・幼稚園教諭・学童保育指導員などの職員の処遇を抜本的に改善できるようにすること。
~~(3) 保育短時間と保育標準時間の区分をなくすなど、認定区分を見直すこと。~~
- 2 保育を必要とする全ての子供たちが、希望する保育を受けられるよう、児童福祉法第24条第1項により自治体責任が明確になっている認可保育所の整備を進めること。
- ~~3 保育料の値上げを行わないこと。~~
- ~~4 公私間格差是正、延長保育、障害児保育などにかかわる名古屋市単独助成を継続・拡充すること。~~
- ~~5 名古屋市公立保育所整備計画を凍結すること。~~

(参 考)

平成28年1月14日	第1項(1)	審査打切(趣旨実現のため)
	第1項(2)、第2項、第3項及び第4項	保 留
	第1項(3)及び第5項	不採択
平成28年4月19日	第1項(2)、第2項及び第4項	保 留
	第3項	審査打切(すでに議会意思確定済みのため)
平成28年8月26日	第1項(2)、第2項及び第4項	保 留
平成29年5月12日	第1項(2)、第2項及び第4項	保 留
平成29年8月31日	第1項(2)、第2項及び第4項	保 留
平成30年1月18日	第4項	審査打切(取下願提出のため)

名東区の公立保育所を廃止・民営化せず、必要な認可保育所の増設を求める件

請願者 名東区高針台一丁目514番地
子どもの未来を守る会@名東
会長 伊藤 なをみ

要 旨

名古屋市は、4年連続で待機児童がゼロであると発表している。しかし、年度の途中から保育所を利用することは難しく、2016年10月1日現在では、待機児童が200人、希望の施設を利用できずにいる利用保留児童、いわゆる隠れ待機児童が1488人いるという現状にあった。

きょうだい異なる保育所を紹介され、登園が困難であったり、入所した保育所が、安心して子供を預けられる環境ではなかったりすることなどは、働く保護者にとって深刻な問題である。また、2歳児までの保育をする小規模保育事業所等の増設が進んだことで、3歳以上児の受け皿が不足するという新たな問題が生じている。都市部では、近隣住民の理解が得られず、保育所の新設が難しいという現状もあると聞く。

このような情勢の中で、果たして現存する公立保育所をなくす必要があるだろうか。私たちは、保育の質が確保され、安心して0歳から就学前まで通える保育所を望んでいる。今ある公立保育所を残し、新たに必要な認可保育所の増設を求める。

また、保育の質が保たれているはずの公立保育所で、臨時的任用職員及び嘱託職員の欠員が常態化している現状は深刻である。これは、待機児童対策として、各公立保育所の定員枠を拡大し続け、その対応を多くの非正規職員で賄ってきた名古屋市の保育政策の問題でもある。専門性に見合わない非正規職員の低い処遇をすぐに改善するなど、欠員問題の抜本的な解決策を早急に講じてほしい。

については、次の事項の実現をお願いする。

- ~~1 名東区の公立保育所を廃止・民営化せず、公立保育所のまま残すこと。~~
- ~~2 就学前まで一貫して通える認可保育所を増設すること。~~
- 3 公立保育所における臨時的任用職員及び嘱託職員の処遇の改善や、正規職員の補充など、欠員問題の抜本的な対策を早急に講じること。

(参 考)

平成29年8月31日	第1項	不採択
	第2項	審査打切（趣旨実現のため）
	第3項	保 留

平成29年請願第19号

子供たちが健やかに育つために、休日保育事業、病児・病後児デイケア事業及び一時保育事業の拡充を求める件

請願者 北区上飯田南町5丁目36番地 シティオ平安通101号
北区保育団体連絡会
倉垣三奈

要旨

現在、父母からさまざまな保育要求がある。中でも休日保育事業、病児・病後児デイケア事業及び一時保育事業についての要望が多く上がっている。

休日保育事業については、「休日保育があり助かる。休日は仕事だが、平日に保育所を1日休んだ分、休日保育を利用して保育料が追加でかからないことが助かる」という声がある一方で、「休日保育を申し込もうとしたら、すでに定員いっぱいキャンセル待ちになってしまう」という声もある。飲食店や美容院などサービス業で働く子育て世帯は多く、子育て世帯にとって休日保育事業は欠かせないと言える。しかし、休日保育事業実施施設は限られており、利用したくても必要なときに利用できない状況である。

病児・病後児デイケア事業については、「安心して預け、仕事を続けることができ本当に助かっている」という声がある一方で、「利用料金が高く利用しづらいので、負担を軽減してほしい」、「病気の子供を遠くまで連れて行くのは大変。近くに開設してほしい」という切実な声があり、実施されていない区及び支所管内での開設を求める声が強まっている。

一時保育事業については、非定型保育、緊急保育及びリフレッシュ保育のいずれにおいても要望が高まっているが、「妊娠し、安静が必要なときに申し込んだが、定員が埋まっていて利用できず困った」、「メンタルの病気になり、早く一時保育に預けられるとよかったが、できなかった」という声があるなど、急に子育てが困難になったときに、利用しにくいのが現状である。また、公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業について、「子育てがしんどいときに安心して預けることができ、肩の荷がおりた気がした」という声とともに、「利用したくても、定員が埋まっていて利用できない」という声が多数上がっているのが実態である。一時保育事業を必要なときに利用できるように拡充すること、公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業について1カ所ずつの受入日をふやすなど拡充し、利用しやすくすること等、子育て世帯の実態に見合った対応が求められている。

については、子供たちが健やかに育つために、名古屋市の公的責任で、速やかに次の事項の実現をお願いする。

- 1 休日保育事業実施施設をふやすこと。
- 2 病児・病後児デイケア事業の利用料を下げ、さらに第2子以降は減免すること。
- 3 病児・病後児デイケア事業を未実施の区及び支所管内に、病児・病後児デイケア事業実施施設を開設すること。
- 4 一時保育事業を公立保育所のエリア支援保育所で実施すること。
- 5 ~~公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業について、予算を確保した上で、保育体制を充実させ、1カ所ずつの受入目をふやし、利用しやすいように拡充すること。~~

(参 考)

平成30年1月18日 第1項、第2項、第3項及び第4項 保 留
第5項 不採択

子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件

請願者 天白区井口一丁目708番地 カルチェード石田201号
中 川 梢

要 旨

天白区の保育所、学童保育所等には、子育てに関するさまざまな要望が次々と出されており、各保育所では、障害児保育、病児・病後児デイケア事業、延長保育、休日保育、リフレッシュ預かり保育、一時保育など地域からの多様なニーズを受けて、子育て支援の充実を目指して実践を深めている。

また、学童保育所は、保護者の就労を支援するとともに、子供に適切な遊びと生活の場を保障する、なくてはならない場所である。

子育てのかなめともなる保育所、学童保育所を守り、子ども・子育て支援新制度においても公的責任を果たすことが切に求められている。

ついては、未来を担う全ての子供たちが安全で健やかに育ち、保護者が安心して子育てや仕事ができる環境づくり、地域づくりに資するよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 ~~公的責任を堅持し、これ以上、公立保育所の廃止・民間移管をしないこと。また、営利企業の保育事業への参入に当たっては、引き続き市として監督すること。~~
- 2 公私間格差を是正する制度を守り、現在の保育の質を維持・向上すること。
- 3 子育て世代の経済的な負担を減らすために、保育料を値下げすること。また、兄弟姉妹が在園しているか否かにかかわらず、第3子以降の保育料については、所得制限を設けずに3歳児以上も無料化し、子供を産み育てやすい環境を整えること。
- 4 ~~保育士の配置基準及び入所者1人当たりの面積基準を維持または引き上げること。また、待機児童の解消については、定員超過入所に対応するのではなく、認可保育所の新增設で対応すること。~~
- 5 子供を安心して預けられるよう、保育士等の大幅な処遇改善を図ること。
- 6 ~~離乳食やアレルギー食など一人一人に丁寧に対応し、安心・安全な給食を提供するために、外部搬入や委託ではなく各保育所の正規職員がつくる給食を堅持すること。~~
- 7 安心して子供を預けることができるよう環境を整えること。
 - (1) ~~公立保育所の実態に合わせて、老朽箇所の修繕や危険箇所の改善など、施設の充実を図ること。~~
 - (2) 耐震・防災など、大切な子供の命を守るための対策を早急に進めること。
 - (3) 公立保育所の送迎用の駐車場を早急に確保すること。

~~(4) 公立保育所によるリフレッシュ預かり保育事業については、実態を把握した上で、必要な人員を配置すること。~~

8 学童保育所を守り、発展させるとともに、過大な保護者負担を軽減できるような助成を実施すること。

(1) 学童保育所が安定して運営していけるように、名古屋市が学童保育所の土地及び建物の確保に責任を持つこと。

(2) 専用室の建てかえ時に代替施設を確保する場合、その家賃や地代など必要な経費は、名古屋市が全額負担すること。

~~(3) 障害児を2人以上受け入れる場合、1人ふえるごとに助成金を上乗せすること。~~

9 厳しさが増す保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるよう保育制度を充実させること。

(1) 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業実施施設をふやし、年度途中の入所がしやすいよう制度の充実・見直しを図ること。

~~(2) 各保育所で病後児デイケア事業を実施できるよう条件整備をすること。また、天白区内に病児デイケア事業の実施施設をふやすよう整備をすること。~~

~~(3) 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業実施施設であるか否かにかかわらず、看護師を配置すること。~~

~~(4) 利用調整については、点数制だけではなく、家庭の事情も熟慮した上で決定すること。~~

(5) 休日保育をより多くの人が利用できるよう受け入れ枠をふやすこと。

(6) 障害児を含む兄弟姉妹が同一保育所に入所できるよう、引き続き対応すること。

(7) 障害児にかかわる施策を実態に合わせて充実させること。

(第9項第7号ア 教育委員会関係、省略)

イ 全保育所で障害児の受け入れを推進すること。

ウ 障害児保育補助金を増額すること。

~~エ 各区役所の民生子ども課窓口は、障害児の保育所入所を専門とする担当者を置くこと。~~

(参 考)

平成30年1月18日

第1項、第4項、第6項、第7項(4)、第8項(3)、
第9項(2)、(3)及び(7)エ 不採択

第2項、第3項、第5項、第7項(2)、(3)、第8項(1)、
(2)、第9項(1)、(5)、(6)、(7)イ及びウ

保 留

第7項(1)及び第9項(4) 審査打切(趣旨実現のため)

平成29年請願第23号

全ての子どもたちに豊かな育ちを保障し、名古屋の保育・子育てを豊かにすることを求める件

請願者 守山区鳥神町119番地の2
愛知保育団体連絡協議会
会長 本 田 たみ代

要 旨

名古屋市は、4年連続で待機児童がゼロであり、利用保留児童も減らしていく取り組みを進めるとして、保育施設の整備に力を入れている。また、民間社会福祉施設運営費補給金制度を守り、全国的に見ても先進的な施策を実施している。しかし、保育施設の公募に対して応募が不足したり、保育士不足により運営に困難が生じるなどといった課題は大きくなっている。子どもたちの育ちに待ったはない。全ての子どもたちが笑顔で伸び伸びと育つ名古屋を目指して、保育士不足を解消するための手だてを早急に打ち出し、保育の量的拡大とあわせて質的向上をより図ることを強く求める。

ついては、次の事項の実現をお願いします。

- 1 子供の命と安全、発達を保障するために、保育士不足を早急に解消すること。
- ~~2 保育施設の職員の配置基準及び賃金を大幅に引き上げること。~~
- ~~3 待機児童解消を進めるために、一旦、公立保育所の社会福祉法人への移管を凍結すること。~~
- 4 保育料を大幅に引き下げること。
- 5 民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持すること。

(参 考)

平成30年1月18日 第1項、第4項及び第5項 保 留
第2項及び第3項 不採択